

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月4日	
堺市長 殿	
提出者 住 所 大阪府大阪市北区堂島2丁目1番16号 氏 名 株式会社フジタ 大阪支店 支店長 山川 英之 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6348-4510	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社フジタ 大阪支店
事業場の所在地	大阪府大阪市北区堂島2丁目1番16号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	45,589百万（令和5年度大阪支店完成工事高）
③従業員数	400人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	2,780.98 t	19.15 t
	（これまでに実施した取組） ・梱包材の簡素化。 ・実寸発注の実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	2,502.88 t	17.24 t
	（今後実施する予定の取組） ・ユニット化の推進。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・特定建設資材廃棄物の分別の徹底、石綿含有廃棄物とその他の廃棄物の分別の徹底を行っている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記の他、石膏ボード、金属くずについても分別を実施。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

紙くず	木くず	繊維くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
1.00 t	114.71 t	0.60 t	1.20 t

②計画

紙くず	木くず	繊維くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
0.90 t	103.24 t	0.54 t	1.08 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

がれき類	建設系混合廃棄物	その他産業廃棄物	
13,171.61 t	57.20 t	0.10 t	t

②計画

がれき類	建設系混合廃棄物	その他産業廃棄物	
11,854.45 t	51.48 t	0.09 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 現在のところ、自ら再生利用を行う予定はありません。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 現在のところ、自ら中間処理を行う予定はありません。		

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	－	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－ t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	－	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－ t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現在のところ、自ら埋立又は海洋投入処分を行う予定はありません。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	2,780.98 t	19.15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,768.00 t	16.15 t
	再生利用業者への処理委託量	2,780.98 t	4.80 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・処理委託契約にあたり、書面及び処分委託先の現地確認により、許可条件に適合していることを確認し、書面により契約を行っている。 ・再生処理能力の優れている会社を優先的に選定している。 ・電子マニフェスト導入済みの会社を優先的に選定している。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

紙くず	木くず	繊維くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
1.00 t	114.71 t	0.60 t	1.20 t
0.00 t	93.51 t	0.00 t	1.20 t
1.00 t	114.71 t	0.60 t	1.20 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

がれき類	建設系混合廃棄物	その他産業廃棄物	
13,171.61 t	57.20 t	0.10 t	t
1,583.00 t	56.16 t	0.10 t	t
13,164.21 t	21.58 t	0.10 t	t
0.00 t	35.62 t	0.00 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	2,502.88 t	17.24 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	2,491.20 t	14.54 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2,502.88 t	4.32 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・業者認定に当たり、優良認定（確認）を受けた業者の採用を検討する。 ・優良認定（確認）を受けていない業者についても優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル記載の優良基準に照らして採否を検討する。 ・再生可能な廃棄物については、再生処理能力の高い業者の利用を引き続き行うほか、熱回収施設設置者認定を受けた業者についても採用を検討する。		
※事務処理欄			

②計画

紙くず	木くず	繊維くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
0.90 t	103.24 t	0.54 t	1.08 t
0.00 t	84.16 t	0.00 t	1.08 t
0.90 t	103.24 t	0.54 t	1.08 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

②計画

がれき類	建設系混合廃棄物	その他産業廃棄物	
11,854.45 t	51.48 t	0.09 t	t
1,424.70 t	50.54 t	0.09 t	t
11,847.79 t	19.42 t	0.09 t	t
0.00 t	32.06 t	0.00 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。